2021年6月23日

貸切バス事業者における
最近の監査・行政処分等について

国土交通省　関東運輸局
栃木運輸支局　監査担当

監査等の実施状況（監査及び巡回指導関係）

国土交通省

貸切バス事業者に対する監査・巡回指導実施状況

国の監査を悪質事業者に重点化するとともに、その他の事業者に対しては、適正化機関が巡回指導を実施することにより、すべての事業者に対する法令順守状況の確認を推進しており、原則として毎年1回全営業所の法令遵守状況を確認することとしている。

運輸支局別　監査・巡回指導件数
（令和2年度　暫定値）

	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨	合　計
営業所数	452	161	252	95	326	233	120	65	1,704
監査件数	5	2	5	6	7	2	2	3	32
巡回指導件数	381	97	214	76	248	187	94	57	1,354

※R2年度については、新型コロナウイルス感染防止対策徹底のために監査及び巡回指導の実施を延期したことから、当該期間の監査・巡回指導の実施件数は減少。

監査等の実施状況（街頭監査関係）

国土交通省

貸切バスの事故防止を目的として、駅、空港、高速道路SA、行楽地の駐車場等において、運行時の法令遵守状況を確認するため、街頭監査を実施している。

街頭監査における主な確認事項

- ◆ 飲酒・酒気帯びの有無
- ◆ 運転者の健康状態
  （疲労・疾病等の有無、直近の健康診断受診状況等）
- ◆ 運転者に対する指導の状況
- ◆ アルコール検知器の所持（泊まり運行の場合）
- ◆ 運行指示書を携行の有無、記載内容
- ◆ 交替運転者配置の有無（長距離運行の場合）
- ◆ 車検切れ、定期点検実施の状況
- ◆ その他（新型コロナウィルス感染防止対策の状況等）

※　今年度については、新型コロナウィルス感染拡大の影響等により運行を行っていなかった運転者が、期間を空けて運行を再開するケースが予想されることから、運転者に対する指導等の状況が適切に実施されているか聞き取りによる確認を行っている。

令和3年度における街頭監査実施状況　5月末現在

	実施日	実施場所	実施運輸支局	実施結果		
				監査車両数	違反車両数	備　考
1	4月26日（月）	国営ひたち海浜公園 海浜口駐車場	茨城	7	0	指摘なし
2	5月13日（木）	小瀬スポーツ公園 第3駐車場	山梨	3	0	指摘なし
3	5月25日（火）	マザー牧場 山の上駐車場	千葉	33	0	指摘無し

※過去5年の実施状況
H28年度：6回　H29年度：10回　H30年度：7回　R元年度：9回　R2年度：2回

茨城運輸支局による街頭監査のプレスリリース（4／28）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和３年４月２８日
関　東　運　輸　局

貸切バスを対象とした街頭監査の実施結果について

関東運輸局管内において、貸切バスの事故防止等を目的として、下記のとおり貸切バスを対象とした街頭監査を実施しましたのでお知らせします。今後とも、バス輸送の安全確保を図るため、随時、街頭監査を実施することとしています。

記

１．実施場所及び実施運輸支局
　実施場所：国営ひたち海浜公園　海浜口駐車場
　実施運輸支局：関東運輸局　茨城運輸支局

２．実施日時
　令和３年４月２６日（月）　１０：００～１１：３０

３．監査実施結果
　監査件数：　７件
　違反件数：　０件

【実施風景】

【問い合わせ先】
関東運輸局自動車監査指導部（旅客担当）　成松、黒﨑
電　話：０４５－２１１－７２７１（直通）　ＦＡＸ：０４５－２０１－８８０４
（配布先）茨城県政記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ
関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕

監査等の実施状況（街頭監査関係）

国土交通省

山梨運輸支局及び千葉運輸支局による街頭監査のプレスリリース（5／27）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和３年５月２７日
関　東　運　輸　局

貸切バスを対象とした街頭監査の実施結果について

関東運輸局管内において、貸切バスの事故防止等を目的として、下記のとおり貸切バスを対象とした街頭監査を実施しましたのでお知らせします。今後とも、バス輸送の安全確保を図るため、随時、街頭監査を実施することとしています。

記

１．場所・日時

①　小瀬スポーツ公園　駐車場
令和３年５月１３日（木）１０：３０～１２：００
実施運輸支局：関東運輸局 山梨運輸支局

②　株式会社マザー牧場　駐車場
令和３年５月２５日（火）１０：３０～１２：００
実施運輸支局：関東運輸局 千葉運輸支局
協　力　機　関：千葉県警察本部、千葉県警察 富津警察署

２．監査実施結果

①　監査件数　　３件
　　違反件数　　０件

②　監査件数　　３３件
　　違反件数　　０件

【問い合わせ先】
関東運輸局自動車監査指導部（旅客担当）　成松、黒﨑
電　話：０４５－２１１－７２７１（直通）　ＦＡＸ：０４５－２０１－８８０４
（配布先）山梨県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ
神奈川県政記者クラブ、関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕

別　紙

①「小瀬スポーツ公園　駐車場」における監査風景

②「株式会社マザー牧場　駐車場」における監査風景

行政処分等の状況

国土交通省

貸切バス事業者に対する行政処分等件数（平成28～令和2年度）

令和2年度の貸切バス運送事業者における行政処分状況は、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、行政処分全体の件数は大きく減少した一方、**「車両停止1件あたりの日車数」**は**増加**しており、これらは、**国の監査**を**悪質事業者に対し重点的に実施**した結果によるものと考えられる。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（暫定値）
処分内容	許可の取消	0	2	0	0	0
	事業停止	1	1	2	3	1
	車両使用停止（延使用停止日車数）	65 (4480)	36 (4900)	95 (16343)	94 (14625)	33 (5839)
	車両停止1件あたりの日車数	68.9	136.1	172.0	155.6	176.9
	文書警告	41	61	90	82	17
	文書勧告等	0	0	0	0	0
行政処分件数		107	100	187	179	51

行政処分等の状況

国土交通省

貸切バス事業者に対する行政処分における違反事項別件数（輸送の安全確保関係）

輸送の安全確保関係の違反については、**運転者の指導監督**、**点呼の実施**、運転者の乗務時間遵守及び健康状態の把握等にかかる**過労防止等**の違反事項が**常に大多数**を占めており、いわゆる輸送の安全にかかる3本柱が遵守されていない傾向が続いている。これらを遵守することは、事故防止のために必要不可欠であるため、違反を行う事業者については、厳しい行政処分が科されることとなる。

	違反事項	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２（暫定値）
輸送の安全確保関係	**指導監督**	**161**	**112**	**246**	**224**	**66**
	点呼	**106**	**56**	**113**	**113**	**34**
	過労防止等	**75**	**60**	**118**	**103**	**34**
	乗務記録	26	29	53	44	23
	運行指示書による指示等	35	31	62	50	22
	整備管理	38	26	52	46	14
	運行記録計による記録	12	17	29	27	14
	運行管理	23	18	41	53	10
	乗務員台帳	11	7	6	2	3
	運転者の制限・選任	2	3	3	2	3
	経路の調査	0	1	1	1	2
	運行状況把握の体制整備	16	6	13	3	1
	事故の報告等	2	2	6	3	0
	書類の管理	0	6	7	2	0
	損害賠償措置	0	1	2	1	0
	安全服務規律	0	0	0	0	0
	命令違反	0	0	0	0	0
	運行管理者解任届	0	0	4	0	0
	合　計	507	375	756	674	226

行政処分等の状況

国土交通省

貸切バス事業者に対する行政処分における違反事項別件数（利用者の利便確保関係等）

利用者の利便確保等に関する違反事項別件数については、**運賃・料金の収受違反が最も多く**、次いで**運送引受書の交付義務違反**、**区域外輸送**となっている。特に**運賃・料金の収受違反**については、ここ数年、増加傾向となっており、運賃制度創設から時間が経過したことで、法令遵守の意識が薄れ、**安全コストを確保せずに運賃を収受**している状況が見受けられる。これらは、重大な事故につながるおそれのある法令違反であり、国の監査では、引き続き、厳格に行政処分の適用を行っていく。

	違反事項	H２８	H２９	H３０	R元	R２（暫定値）
許認可等及び利用者の利便確保関係	運賃・料金	24	14	54	54	22
	運送引受書	39	30	75	44	18
	区域外輸送	20	0	21	19	9
	事業計画	9	14	38	31	6
	報告義務	5	0	19	27	4
	届　出	1	0	7	7	1
	許可等の条件	0	0	0	2	0
	自動車に関する表示等	4	0	8	0	0
	苦情処理	1	0	0	0	0
	虚偽陳述	0	5	0	0	0
	領収証	1	0	3	0	0
	社会保険未加入	5	0	0	0	0
	安全管理規程等	0	0	0	0	0
	名義貸し	0	0	0	1	0
	安全情報の公表	0	0	0	1	6
	合　計	109	63	225	186	66

最近の改正等について ①　～健康起因事故を踏まえた行政処分の強化～

国土交通省

運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し増加傾向。

事故事例（事業用自動車事故調査委員会による報告書より）

（概要）
平成29年11月25日13時02分頃、乗合バスが乗客16名を乗せて見通しの良い直線道路を走行中、バスを安全に進行させるためのハンドル操作、ブレーキ操作をすることなく、道路左側の歩道に乗り上げ、ガードパイプをなぎ倒し、その先の電柱に衝突。

（背景）
〇運転者は以前、睡眠時無呼吸症候群（SAS）診断を受診したところ、**「経過観察」との判定**。
→しかし、事業者は、そのことを知りながらも、**運転者への適切なフォローは未実施**。
〇事業者は、運転者に対し、**乗務中体調不良を感じたら、必ず停車して運行管理者に報告し指示を仰ぐよう指導**。
→しかし、実際には、運転者は事故当日、眠気を感じながらも、**「運転を中止するほどではない。」と勝手に判断、そのまま運行を継続**。

事業者から運転者に対し、走行中に強い眠気を感じたときの適切な対応方法について、十分な指導教育が行われていなかったため、運転者は適切な行動をとることができなかった可能性が考えられる。

【処分基準強化】（令和3年5月31日　改正　　令和3年6月1日施行）

行政処分基準（全モード）
運輸規則第21条第5項及び安全規則第3条第6項

1　疾病、疲労等のおそれのある乗務	
①　未受診者1名	警　告（10日車）
②　未受診者2名	20日車（40日車）
③　未受診者3名以上	40日車（80日車）
2　未受診者による健康起因事故が発生したもの	**40日車（80日車）**
3　疾病、疲労等による乗務	80日車（160日車）
4　薬物等使用乗務	100日車（200日車）

＜適用方法＞
・健康起因事故とは、当該運転者が、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者（当該運転者を除く。）が生じた重大事故をいう。
・事業者が、当該運転者の事故発生日から**過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合※1**、または、健康診断受診結果に基づき、**脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関連する疾病を疑い**、**要再検査や要精密検査、要治療の所見**があるにもかかわらず、**再検査を受診させずに乗務させていた場合※2**のいずれかに該当した場合に適用する。
なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。

注）掲載されている事故事例については、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事例であり、強化された処分基準については、※1、2に該当した場合において、基準が適用されることとなります。

最近の改正等について ②　～妨害運転にかかる行政処分の強化～

国土交通省

道路交通法が改正され、あおり運転などの妨害運転に対する罰則が６月３０日に創設されたことに伴い、自動車運送事業者に対する行政処分、監査方針、運行管理者資格者証の返納命令などに規定する悪質違反に「妨害運転」が追加された。（令和２年１１月２７日施行）

監査方針

○監査の対象となる事業者

【運転者が以下の悪質違反を引き起こした場合】

- ひき逃げ
- 酒酔い･酒気帯び運転
- 薬物等使用運転
- 無免許運転
- 過労運転
- 無資格運転
- 無車検･無保険運行
- **妨害運転　（新たに追加）**

行政処分

○行政処分に事業停止処分（7日間）を付加

【運転者が以下の悪質違反を伴う重大事故を引き起こした場合】

- ひき逃げ
- 酒酔い･酒気帯び運転
- 薬物等使用運転
- **妨害運転　（新たに追加）**

○行政処分に事業停止処分（3日間）を付加

【運転者が以下の悪質違反を引き起こした場合】

- ひき逃げ
- 酒酔い･酒気帯び運転
- 薬物等使用運転
- **妨害運転　（新たに追加）**

運行管理者資格者証の返納命令

○返納命令の対象となる運行管理者資格者

【資格者が事業用自動車を運転して、以下の悪質違反を引き起こした場合】

・ひき逃げ　・酒酔い･酒気帯び運転　・薬物等使用運転　・無免許運転　**・妨害運転　（新たに追加）**